

## 「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ & A

### Q 1. 工事の始期から終期までにおける準備期間とはなにか。

A 1. 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の着手日から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要なとされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。

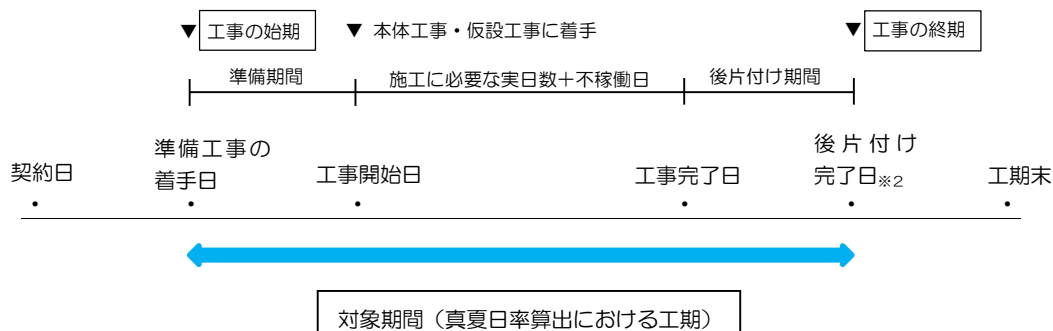
### Q 2. 工事の始期から終期までにおける後片付け期間とはなにか。

A 2. 工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。

ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間（真夏日率算出における工期）とすることが困難な場合※は受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」における工事完成日とみなすことができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行の工期を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合 等

(参考) 補正の対象期間※<sub>1</sub>イメージ



※1 上記対象期間のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間、

工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※2 変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」における工事完成日とみなすことができる。

### Q 3. 出来形検査のため測量作業や自社資材置場での片付けなど工事に関する屋外作業について、真夏日の日数として計上してよいか。

A 3. 工事に関する屋外作業であれば真夏日の日数として計上するものとする。

**Q 4. 工事に計上する業務委託（測量、地質調査及び設計業務等）は、対象外として考えてよいか。**

A 4. 対象外とする。

**Q 5. 真夏日率の算出において、不稼働日における真夏日も「工期期間中の真夏日」に含めるのか。**

A 5. 含める。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

**Q 6. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」の違いはあるか。**

A 6. 対象となる項目が異なる。

【熱中症対策に資する現場管理費補正】

作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【現場環境改善費（避暑（熱中症防止）】

現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日よけテント、遮光ネット、送風機、製氷機等）

**Q 7. 熱中症対策に係る「作業員個人の費用」と「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」はどのように計上するのか。**

A 7. 「作業員個人の費用」については、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」に基づき費用計上されるため、補正の加算額に含まれる。

「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」については、積算基準をもとに、現場環境改善費を積上げ計上する。

**Q 8. 熱中症対策に係る費用を設計変更で計上する場合、事前協議の対象になるか。**

A 8. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」に係る設計変更は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に規定する事前協議手続きの対象外とする。

**Q 9. 施工箇所点在型工事の積算について、補正方法はどのように考えるのか。**

A 9. 施工箇所ごとの工期、真夏日により真夏日率、補正值を算出する。